

令和6年度 日本大学危機管理学部 個人研究費 研究実績報告書

所属：危機管理学部 危機管理学科

資格：教授

氏名：杉山 幸一

研究課題名	緊急事態における人権制限について―保障停止する人権と侵してはならない人権―
研究目的及び 研究概要	本研究は武力攻撃を受けたり、自然災害により甚大な被害が出たりした場合に憲法が保障する人権をどの程度制限、すなわち人権保障の停止をしていいのか、また上記の事態により人権を制限したり、保障を停止する場合でも侵してはならない人権はどのようなものを究明することを目的とする。わが国は法治国家であり立憲主義国家である。憲法は国民との約束が記された文書であり、国民の人権を保障し、国家を維持するため国民が諸機関に対して国家統治を信託する文書である。武力攻撃や自然災害などで国家が危機的状況になった場合に、国家機関は国民の生命・自由・幸福追求のために国家は最大限維持できるよう憲法によって義務付けられている。そのためには状況に応じて「公共の福祉」により、憲法が保障する国民の権利を制限することもある。その場合、これまでの人権制限に関する違憲審査基準は平時を前提として考えられてきた。しかし、武力攻撃や自然災害などは平時ではなく、緊急事態であり、平時とは異なる視点を持つ必要がある。そこで、国家は危機的状況において国民の生命・自由・幸福追求の権利を守り、国家を守るために必要な措置をとる場合、憲法で保障されている人権の保障をどの程度制限できるのか、そして何を制限してはならないのか研究する。
研究実績の概要 研究の進捗状況・得られた成果・今後の課題・研究実績等	①研究の進捗状況 本研究は、進行中の課題であり、最終的な結論を得られたわけではない。しかし、平時と緊急時の公共の福祉の違いは従来の判例や学説だけでなく、国際法的視点や国家緊急権議論も考察することで、その違いを明らかにすることができ、それを『日本国憲法第2版』に記載した。 ②得られた成果 特に武力攻撃事態は政府機能がマヒする可能性すらある状況発生しやすい。つまり社会が機能しなくなる可能性が、他の危機（災害や感染症など）よりも高いといえる。そのため、社会そのものが崩壊した場合、どのように人権共有を維持しつつ、国民の生命や安全の確保に公権力が介入するのか、これは平時の考え方を前提する現在の議論では想定することができないとした。 ③今後の課題 まだ最終的な結論が得られていないため、仮説としてどの程度制限できるかについて、①必要性、②比例性、③時限性を審査基準とすべきであることを論証していくつもりである。また、審査基準をこのように明確にすることで、危機管理・緊急事態対応において立憲主義や憲法秩序が維持できていたか事後的に判断する違憲審査制の存在意義についても問い直す必要がある。 ④研究実績 高乗正臣・奥村文男編『法学実践教室Ⅱ〈憲法編〉』杉山幸一「第5章統治機構 第6節地方自治」（成文堂）令和7年3月